

議案第34号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産

種類	内容
土地	所 在：羽生市大字上岩瀬字中妻700番3 外2筆 地 目：公衆用道路 地積合計：1348.51㎡
	所 在：羽生市大字上岩瀬字中妻685番4 外3筆 地 目：用悪水路 地積合計：1066.91㎡

処分する財産の所在、地目及び地積は、別紙のとおり。

- 2 処分の方法 随意契約による譲与
- 3 処分金額 無償
- 4 処分の相手方 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
埼玉県
埼玉県公営企業管理者 高柳 三郎
- 5 処分の目的 本市と県の共同事業である羽生上岩瀬地区産業団地整備事業において、県が事業主体となって事業区域内の市有地を含む産業団地の整備を行うことから、同事業に関する基本協定に基づいて県に譲与する。

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

種類	内 容
土地	所 在：羽生市大字上岩瀬字中妻 7 0 0 番 3 地 目：公衆用道路 地 積：4 1 4 . 9 2 m ²
	所 在：羽生市大字上岩瀬字中妻 7 8 3 番 5 地 目：公衆用道路 地 積：5 1 3 . 4 1 m ²
	所 在：羽生市大字上岩瀬字中妻 8 2 9 番 2 地 目：公衆用道路 地 積：4 2 0 . 1 8 m ²
	所 在：羽生市大字上岩瀬字中妻 6 8 5 番 4 地 目：用悪水路 地 積：7 8 . 5 5 m ²
	所 在：羽生市大字上岩瀬字中妻 7 3 4 番 3 地 目：用悪水路 地 積：1 8 8 . 3 1 m ²
	所 在：羽生市大字上岩瀬字中妻 7 9 3 番 2 地 目：用悪水路 地 積：4 0 0 . 0 9 m ²
	所 在：羽生市大字上岩瀬字中妻 8 4 6 番 2 地 目：用悪水路 地 積：3 9 9 . 9 6 m ²